

人材開発支援助成金（教育訓練休暇付与コース）

- 教育訓練休暇制度・ 長期教育訓練休暇制度・ 教育訓練短時間勤務制度
 制度導入・適用計画届 制度導入・適用計画変更届 提出書類のご案内

● 計画期間

3年(固定)

● 計画の提出期間

制度導入・適用計画期間の初日から起算して6か月前から1か月前まで
 (例)計画期間の初日が7月1日の場合、その1月前の応答日は6月1日

● 提出先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
 〒260-0013
 千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階
 千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
 ☎ 043-441-5678

● 提出書類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

※提出のある書類にチェックの上、枚数(就業規則などホチキス止めされたものは部数)を記入願います。

提出日:	提出者名:	HW受付担当者:
事業主名:	労働局受付担当者:	

計画提出時に必要な書類		枚数記入欄				
		<input checked="" type="checkbox"/>	申請者	HW	局	
1	人材開発支援助成金 制度導入・適用計画届(訓練休暇様式第1号)	・ 標題の□にチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>			
2	人材開発支援助成金 事業所確認標(訓練休暇様式第3号)	・ 主たる事業所と、従たる事業所の全てを記入	<input type="checkbox"/>			
3	人材開発支援助成金 事前確認書(訓練休暇様式第7号)		<input type="checkbox"/>			
4	会社案内・ホームページ等	・ 事業所の所在等を確認できる書類	<input type="checkbox"/>			
5	就業規則または労働協約	・ 計画届提出時に事業主が有する全ての就業規則(写)で管轄する労働基準監督署に届け出たもの ※ 常時10人未満の労働者を使用する事業主の場合、管轄する労働基準監督署等に届け出る代わりに、事業主と労働者代表者による申立書を添付することも可	<input type="checkbox"/>			
		・ 制度をどのように規定するかを示す案 ※ 教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務等制度の導入を規定すること ※ 各制度の適用対象者は被保険者【注】とし、休暇等を付与すること ※ 複数の事業所を有する場合、全ての事業所の就業規則に導入する制度を想定すること	<input type="checkbox"/>			

既に長期教育訓練休暇制度を導入している場合

6	長期教育訓練休暇制度に関する申告書(訓練休暇様式第5-4号)		<input type="checkbox"/>			
7	事業内職業能力開発計画	・ 「制度の見直しを行うなど、長期教育訓練休暇制度に基づく休暇の取得者を増加するための具体的な通り組を新たに事業内職業能力開発計画に規定すること」に該当する場合	<input type="checkbox"/>			

【注】被保険者とは、雇用保険法第4条に規定する被保険者のうち、有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者を除いた者

○計画届の様式は、提出時点での最新版を使用してください。

○計画届に基づき作成・提出する計画変更届、支給申請書等の様式は、当該計画届受付時点で用いられている年度の様式版を使用してください。

○なお、支給要件確認申立書の様式は、常に最新版を使用してください。

○訂正する場合は二本線で削除し、正しく記載後押印をお願いします。

○遠隔地からの申請などやむを得ず郵送で申請する場合は、千葉労働局への到達日を受理日としますので余裕を持って郵送手続きをお願いします。

提出した計画内容に変更が生じる場合		<input checked="" type="checkbox"/>	申請者	HW	局
1	制度導入・適用計画変更届(訓練休暇様式第2号)	<input type="checkbox"/>			
2	変更に関する書類	<input type="checkbox"/>			
3	その他千葉労働局長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>			

※ 備考欄